教育訓練給付
活用セミナー

ハローワーク苫小牧

本日の日程

1　教育訓練給付とは
2　教育訓練の種類
　・一般教育訓練
　・特定一般教育訓練
　・専門実践教育訓練
3　対象講座の探し方
4　教育訓練と職業訓練の違い

教育訓練給付制度とは

①一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が、
②厚生労働省の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合、
③その費用の一部が支給される制度です。

※被保険者：一般被保険者及び高年齢被保険者

教育訓練の種類

	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大８０％	最大５０％	２０％
上限	年間６４万円	２５万円	１０万円
雇用保険加入期間（初回）	２年以上	１年以上	１年以上
２回目以降の受講	前回の受講開始日以降、雇用保険加入期間３年以上 前回支給日から今回受講開始日まで３年以上経過		
対象講座の例	介護福祉士、看護師、歯科衛生士、ITILエキスパートなどのPC資格など	介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、大型１種・２種、情報処理技術者試験などのPC資格など	大型、建設機械、介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、社会保険労務士、Webクリエイターなど

一般教育訓練給付金の対象者

①被保険者：在職者
　教育訓練の受講開始日時点で被保険者として３年以上ある方
※離職した場合次の事業所に雇用されるまでが１年以内の場合被保険者期間は通算します。

②被保険者であった方：離職者
　離職日の翌日以降、受講開始日までが１年以内で被保険者だった期間が３年以上ある方
※妊娠、出産、育児、疾病、負傷により教育訓練の受講が困難な期間が３０日以上継続した場合は１年に加え最大１９年期間を延長できます。

①②とも初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は被保険者期間は１年以上あれば対象　※特定一般教育訓練給付金と同様

一般教育訓練給付金の支給額

修了した場合

教育訓練経費の２０％を支給

※教育訓練経費の２０％が１０万円以上の場合１０万円が上限、４千円未満は支給されません。

教育訓練経費とは

含まれるもの

受講者が教育訓練実施者に支払った入学料および受講料

含まれないもの

支給申請の際は以下を差し引いて申請してください

・検定試験の受講料、必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、各種行事参加費用、学債など現金還付が予定されている費用、交通費、パソコンなどの器材の費用、クレジット会社の手数料、支給申請時点で未納の額など
・事業所から支給される受講に充てられる手当など
・各種割引制度が適用された場合の割引された金額
・教育訓練実施者や事業所などからの還付金（現金のほかパソコンなどの無償提供を含む）

一般教育訓練給付金の手続きの流れ

受講開始・修了

→

支給申請（訓練修了日の翌日から1か月以内）

一般教育訓練給付金支給申請手続き

訓練修了日の翌日から１か月以内に住所を管轄するハローワークに必要書類を来所または郵送などにより支給申請をする。

【必要書類】
①**教育訓練給付金支給申請書**
②**教育訓練修了証明書**
③**教育訓練経費に係る領収書**
④**教育訓練経費等確認書**
⑤**本人・住所確認書類**
⑥**個人番号確認書類**
⑦**振込先の通帳またはキャッシュカード**

②③⑧は教育訓練実施者が発行します

※以下は該当者のみ
⑧**返還金明細書**（領収書の発行後経費の一部が教育訓練実施者から還付された場合）
⑨**代理人の本人確認書類と委任状**（代理人の提出のみ）

特定一般教育訓練給付金の対象者

①被保険者：在職者
　教育訓練の受講開始日時点で被保険者として３年以上ある方
※離職した場合次の事業所に雇用されるまでが１年以内の場合被保険者期間は通算します。

②被保険者であった方：離職者
　離職日の翌日以降、受講開始日までが１年以内で被保険者だった期間が３年以上ある方
※妊娠、出産、育児、疾病、負傷により教育訓練の受講が困難な期間が３０日以上継続した場合は１年に加え最大１９年期間を延長できます。

①②とも初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は被保険者期間は１年以上あれば対象　　※一般教育訓練給付金と同様

特定一般教育訓練給付金の支給額

①修了した場合

教育訓練経費の４０％を支給

※教育訓練経費の４０％が２０万円以上の場合２０万円が上限、４千円未満は支給されません。

②修了し、資格を取得して就職した場合

①に加え、教育訓練経費の１０％を追加で支給

※離職者は資格取得し修了日の翌日から１年以内に雇用され被保険者となった方が対象。在職者は修了日の翌日から１年以内に資格取得した方が対象。

※経費の１０％が５万円以上の場合５万円が上限。

特定一般教育訓練給付金の手続きの流れ

訓練前キャリアコンサルティング

→

受給資格確認（受講開始の2週間前まで）

→

受講開始・修了

→

支給申請①（訓練修了日の翌日から1か月以内）

→

資格取得・就職

→

支給申請②（資格取得・就職日の翌日から1か月以内）

特定一般教育訓練受講開始前の手続き①

訓練前キャリアコンサルティング

キャリアコンサルタントにより就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載した「ジョブ・カード」の交付を受ける。

予約先

＜北海道キャリア形成・リスキリング支援センター＞
電話番号：０１１－２２２－９６１８
受付時間：平日8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
場　　所：苫小牧のハローワークは週１回程度の巡回、札幌市内のハローワークはキャリアコンサルタントが常駐しています。

※専門実践教育訓練給付金と同様

特定一般教育訓練受講開始前の手続き②

受給資格確認

「ジョブカード」と必要書類を受講開始日の２週間前までに本人の住所を管轄するハローワークへ来所または郵送などで提出する。

【必要書類】
①**教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票**
②**ジョブ・カード**
③マイナンバーカード、運転免許証など**本人・住所確認書類**
　写真ありは１種類、写真なしは２種類必要
④マイナンバーカード、住民票などの**個人番号確認書類**
⑤**振込先の通帳またはキャッシュカード**

※以下は該当者のみ
⑥代理人の本人確認書類と委任状（代理人の提出のみ）
⑦専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告（過去に受給した場合）

特定一般教育訓練給付金支給申請手続き①

訓練修了日の翌日から１か月以内に住所を管轄するハローワークに必要書類を来所または郵送などにより支給申請をする。

【必要書類】
①**教育訓練給付金支給申請書**
②**受給資格決定通知書**
③**教育訓練修了証明書**
④**教育訓練経費に係る領収書**
⑤**教育訓練経費等確認書**
⑥**本人・住所確認書類**
⑦**個人番号確認書類**

②はハローワークが、
③④⑧は教育訓練実施者が発行します

※以下は該当者のみ
⑦**特定一般教育訓練給付受給時報告**
⑧**返還金明細書**（領収書の発行後経費の一部が教育訓練実施者から還付された場合）
⑨**代理人の本人確認書類と委任状**（代理人の提出のみ）

特定一般教育訓練給付金支給申請手続き②

離職者は資格取得し修了日の翌日から１年以内に雇用され被保険者となった方が対象。在職者は修了日の翌日から１年以内に資格取得した方が対象。訓練修了し雇用された日または資格取得日の翌日から１か月以内に住所を管轄するハローワークに必要書類を来所または郵送などにより支給申請をする。

【必要書類】
①**教育訓練給付金支給申請書**
②**受給資格決定通知書**
③**本人・住所確認書類**
④**合格証、登録証、免許証**
⑤**教育訓練経費に係る領収書**
⑥**特定一般教育訓練給付受給時報告**

②はハローワークが、
⑤は教育訓練実施者が発行します

※以下は該当者のみ
⑦**返還金明細書**（領収書の発行後経費の一部が教育訓練実施者から還付された場合）
⑧**代理人の本人確認書類と委任状**（代理人の提出のみ）

専門実践教育訓練給付金の対象者

①被保険者：在職者
　教育訓練の受講開始日時点で被保険者として３年以上ある方
※離職した場合次の事業所に雇用されるまでが１年以内の場合被保険者期間は通算します。

②被保険者であった方：離職者
　離職日の翌日以降、受講開始日までが１年以内で被保険者だった期間が３年以上ある方
※妊娠、出産、育児、疾病、負傷により教育訓練の受講が困難な期間が３０日以上継続した場合は１年に加え最大１９年期間を延長できます。

①②とも初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は被保険者期間は２年以上あれば対象

専門実践教育訓練給付金の支給額

①受講中・修了した場合

教育訓練経費の５０％を受講開始日から６か月ごとに支給

※年間の支給額が４０万円以上の場合４０万円が上限、教育訓練経費の５０％が４千円未満は支給されません。

②修了し、資格を取得して就職した場合

①に加え、教育訓練経費の２０％を追加で支給

※離職者は資格取得し修了日の翌日から１年以内に雇用され被保険者となった方が対象。在職者は修了日の翌日から１年以内に資格取得した方が対象。

※２０％の上限は年間１６万円。（例）訓練期間２年の場合３２万円。

専門実践教育訓練給付金の支給額

③修了後、資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５％以上上昇した場合

①②に加え、教育訓練経費の１０％を追加で支給

※１０％の上限は年間８万円。（例）訓練期間２年の場合１６万円。

①②③を合わせて教育訓練経費の最大８０％を支給

【全体の注意】

・受講開始日時点で離職している場合で延長期間が２年以上の方は③は支給されません。

・受講開始時点で離職している場合、②は訓練修了日の翌日から１年以内に就職することが必要です。

・②の資格取得は訓練修了日の翌日から１年以内であることが必要です。

専門実践教育訓練給付金の手続きの流れ

訓練前キャリアコンサルティング

→

受給資格確認（受講開始の2週間前まで）

→

受講開始

→

支給申請①（受講開始日から6か月ごとの期間の末日の翌日から1か月以内）

→

訓練修了

→

支給申請②（訓練修了日の翌日から1か月以内）

→

資格取得・就職

→

支給申請③（資格取得・就職日の翌日から1か月以内）

→

訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇

→

支給申請④（資格取得・就職日の翌日から6か月を経過した日から6か月以内）

専門実践教育訓練受講開始前の手続き①

訓練前キャリアコンサルティング

キャリアコンサルタントにより就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載した「ジョブ・カード」の交付を受ける。

予約先

＜北海道キャリア形成・リスキリング支援センター＞
電話番号：０１１－２２２－９６１８
受付時間：平日8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
場　　所：苫小牧のハローワークは週１回程度の巡回、札幌市内のハローワークはキャリアコンサルタントが常駐しています。

※特定一般教育訓練給付金と同様

専門実践教育訓練受講開始前の手続き②

受給資格確認

「ジョブカード」と必要書類を受講開始日の２週間前までに本人の住所を管轄するハローワークへ来所または郵送などで提出する。

【必要書類】
①**教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票**
②**ジョブ・カード**
③マイナンバーカード、運転免許証など**本人・住所確認書類**
　写真ありは１種類、写真なしは２種類必要
④マイナンバーカード、住民票などの**個人番号確認書類**
⑤**写真２枚**（マイナンバーカードの提示で省略可）
⑥**振込先の通帳またはキャッシュカード**

※以下は該当者のみ
⑦代理人の本人確認書類と委任状（代理人の提出のみ）
⑧専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告（過去に受給した場合）

専門実践教育訓練給付金支給申請手続き①

受講開始日から６か月ごとの期間（支給対象期間）の末日の翌日から１か月以内に住所を管轄するハローワークに必要書類を来所または郵送などにより支給申請をする。

【必要書類】
①**教育訓練給付金支給申請書**
②**教育訓練給付金受給資格者証または教育訓練受給資格通知**
③**受講証明書または教育訓練修了証明書**
④**教育訓練経費に係る領収書**
⑤**教育訓練経費等確認書**

②はハローワークが、
③④⑧は教育訓練実施者が
発行します

※以下は該当者のみ
⑥**マイナンバーカード**（受給資格確認で写真を省略した場合）
⑦**専門実践教育訓練給付最終受給時報告**
⑧**返還金明細書**（領収書の発行後経費の一部が教育訓練実施者から還付された場合）
⑨**代理人の本人確認書類と委任状**（代理人の提出のみ）

専門実践教育訓練給付金支給申請手続き②

離職者は資格取得し修了日の翌日から１年以内に雇用され被保険者となった方が対象。在職者は修了日の翌日から１年以内に資格取得した方が対象。訓練修了し雇用された日または資格取得日の翌日から１か月以内に住所を管轄するハローワークに必要書類を来所または郵送などにより支給申請をする。

【必要書類】

①**教育訓練給付金支給申請書**
②**教育訓練給付金受給資格者証または教育訓練受給資格通知**
③**合格証、登録証、免許証**
④**教育訓練経費に係る領収書**
⑤**教育訓練経費等確認書**
⑥**専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告**

②はハローワークが、
④は教育訓練実施者が発行します

※以下は該当者のみ
⑦**マイナンバーカード**（受給資格確認で写真を省略した場合）
⑧**返還金明細書**（領収書の発行後経費の一部が教育訓練実施者から還付された場合）
⑨**代理人の本人確認書類と委任状**（代理人の提出のみ）

専門実践教育訓練給付金支給申請手続き③

修了後、資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５%以上上昇した場合、雇用された日または資格取得日の翌日から６か月を経過した日から６か月以内に住所を管轄するハローワークに必要書類を来所または郵送などにより支給申請をする。

【必要書類】
①**教育訓練給付金支給申請書**
②**教育訓練給付金受給資格者証または教育訓練受給資格通知**
③**受講開始前及び修了後６か月間の賃金台帳または給与明細、出勤簿またはタイムカード**
④**専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告**

②はハローワークが発行します

※以下は該当者のみ
⑤**マイナンバーカード**（受給資格確認で写真を省略した場合）
⑥**返還金明細書**（領収書の発行後経費の一部が教育訓練実施者から還付された場合）
⑦**代理人の本人確認書類と委任状**（代理人の提出のみ）

教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練給付金の受給資格者で、受講開始時に４５歳未満で失業状態である場合、「教育訓練支援給付金」を受給できることがあります。詳しくはハローワークにご確認ください。

要件

・雇用保険の基本手当の受給中でないこと
・夜間や通信制の教育訓練講座でないこと
・教育訓練給付金を受けたことがないこと　　など

支給額

離職される直前の６か月間に支払われた賃金額から算出された雇用保険の基本手当日額の６０％

支給期間

教育訓練が修了するまで
雇用保険の基本手当受給中の場合、支給終了後、給付開始

講座を欠席した場合は支給はありません。欠席が多く、ある２か月の出席率が８割未満になった場合、以後支給されません。講座をやめた、成績不良や休学等により修了見込みがなくなった場合は支給されません。

支給要件照会

本人確認を行った上で、受講開始（予定）日現在における受給資格の有無と、受講を希望する教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているか照会できます。

【注意】
　支給要件照会で確認できるのは必要な被保険者期間の有無と希望する講座が指定講座になっているかのみです。
　介護や運転免許など、受講希望者の免許・資格、実務経験により受講できない場合がありますので、訓練実施機関に直接ご確認ください。

給付条件のまとめ

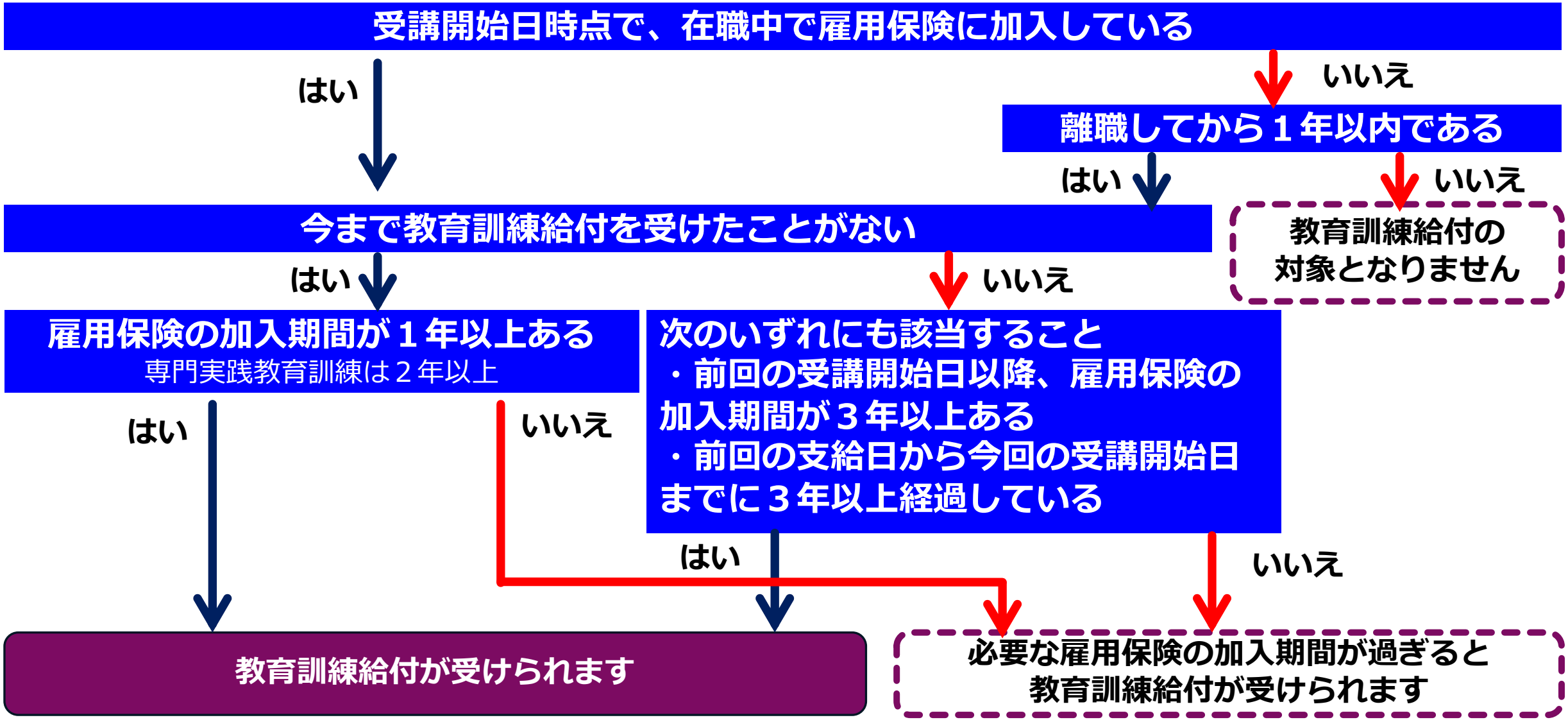
受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している
はい
いいえ
離職してから１年以内である
はい
いいえ
教育訓練給付の
対象となりません
今まで教育訓練給付を受けたことがない
はい
いいえ
雇用保険の加入期間が１年以上ある
専門実践教育訓練は２年以上
次のいずれにも該当すること
・前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が３年以上ある
・前回の支給日から今回の受講開始日までに３年以上経過している
はい
いいえ
はい
いいえ
教育訓練給付が受けられます
必要な雇用保険の加入期間が過ぎると
教育訓練給付が受けられます

給付手続きのまとめ

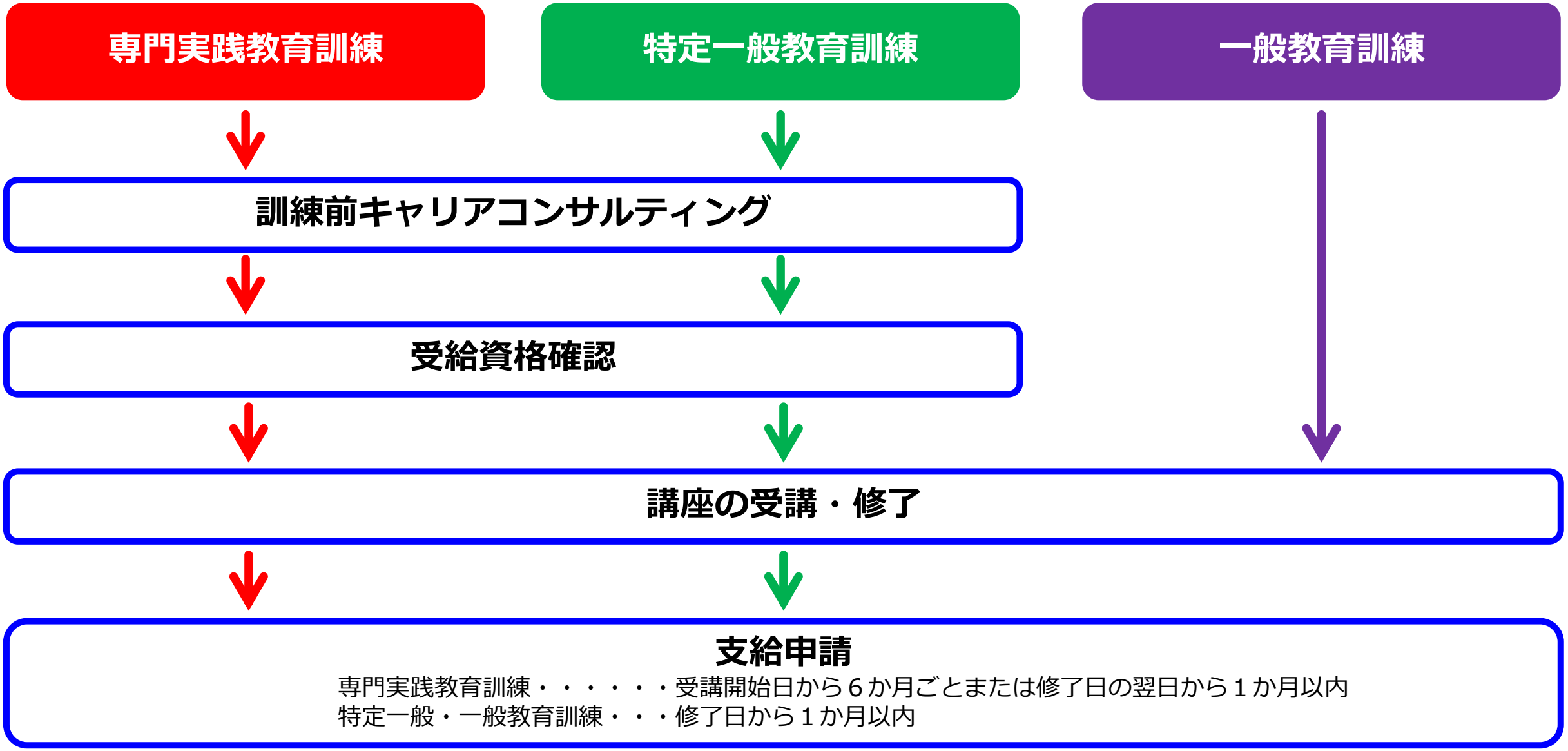
専門実践教育訓練
特定一般教育訓練
一般教育訓練
訓練前キャリアコンサルティング
受給資格確認
講座の受講・修了
支給申請
専門実践教育訓練・・・・・・受講開始日から６か月ごとまたは修了日の翌日から１か月以内
特定一般・一般教育訓練・・・修了日から１か月以内

対象講座の探し方

教育訓練給付制度「検索システム」で検索！

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながらでも受講することができます！

対象講座は3000件以上！

教育訓練　検索　**検索**

教育訓練給付制度「検索システム」

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

専門実践教育訓練給付金
最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕を受講者に支給（※１）

特定一般教育訓練給付金
最大で受講費用の50%〔上限25万円〕を受講者に支給（※２）

一般教育訓練給付金
受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

※１　2024年9月までに開講した講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給
※２　2024年9月までに開講した講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座

ITSSレベル３以上の資格取得を目指す講座（シスコ技術者認定資格等）

ITSSレベル２の資格取得を目指す講座（基本情報技術者試験等）

ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員

Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者（Ｒ）試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験

インテリアコーディネーター
パーソナルカラリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程（商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など）

職業実践力育成プログラム（保健、社会科学、工学・工業など）

キャリア形成促進プログラム（医療、文化教養、商業実務関係）

専門職学位（ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など）

短時間の職業実践力育成プログラム（人文科学・人文）

短時間のキャリア形成促進プログラム（文化教養関係）

修士・博士
履修証明
科目等履修生

LL070408開着01

出典：厚生労働省HP「教育訓練給付の講座指定について」

令和7年度支給申請状況

一般教育訓練

介護・社会福祉士	7	6%
輸送・機械運転	84	70%
その他	28	24%
合計	119	

※その他の内訳
　1・2級建築士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、小型移動式クレーン、登録販売者、旅行業務取扱管理者、社労士、税理士、行政書士、医療事務、精神保健福祉士、FP

特定一般教育訓練

介護・社会福祉士	13	38%
輸送・機械運転	21	62%
合計	34	

専門実践教育訓練

介護・社会福祉士	36	62%
看護師	10	17%
歯科衛生士	1	2%
保育士	1	2%
その他	10	17%
合計	58	

※専門実践教育訓練の支給申請は同一人は
１回としてカウントしています

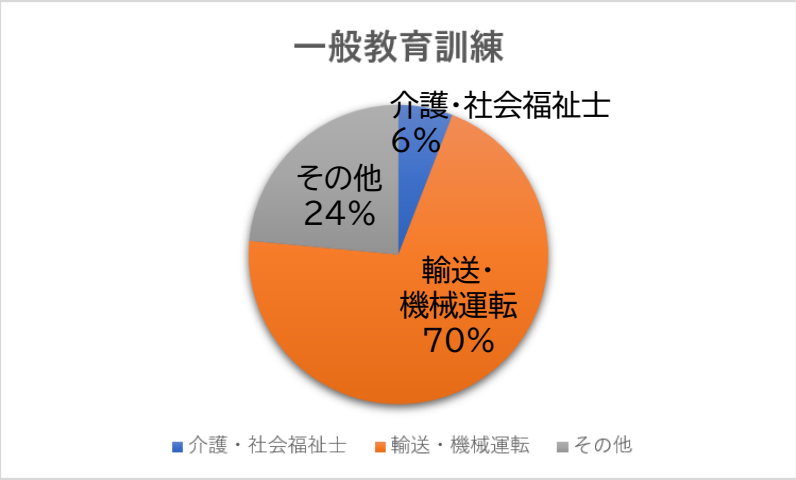

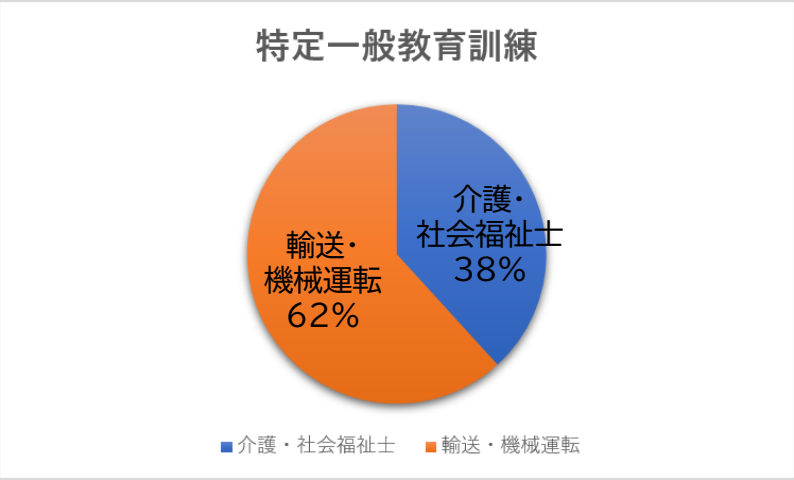

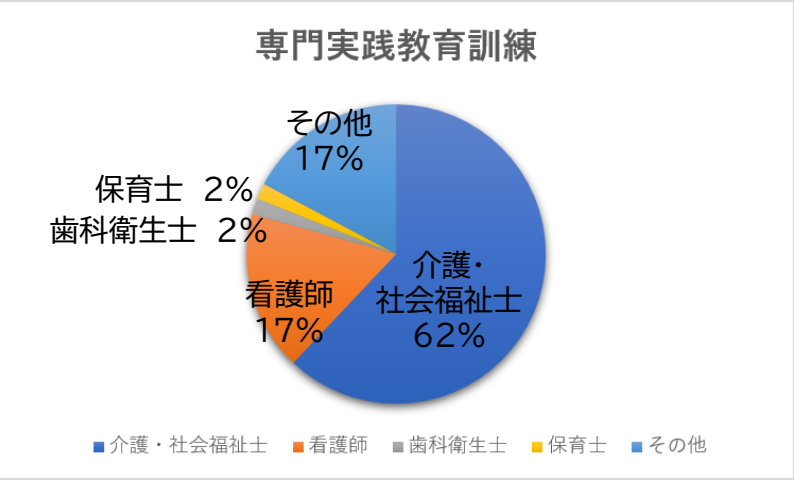

教育訓練と職業訓練の違い

	教育訓練	職業訓練	
		公共訓練	**求職者支援訓練**
対象者	離職者 在職者	**雇用保険受給者** 離職者	雇用保険受給者 **離職者**
受講料	有料	無料	
給付金	教育訓練経費の２０～８０％ （上限あり）	雇用保険受給者：基本手当、受講手当（該当者は通所手当） 離職者：なし（該当者は受講給付金）	
対象講座 （特徴的なもの）	看護師、歯科衛生士、 保育士、運転免許関係	機械加工、金属加工、電気工事士、技能講習（フォークリフト等）関係	医療事務、ネイリスト （主に札幌）
対象講座 （共通）	介護関係、PC関係		

※職業訓練は基本的に平日日中に毎日通所

教育訓練と職業訓練の違い

では、自分はどうしたら・・・？

・在職中 ➡ 教育訓練のみ

・離職者 ➡ 優先順位は対象講座が共通するものであれば職業訓練、教育訓練の順（受講料無料のため）
ただし、教育訓練しか対象講座がない場合（例：看護師、運転免許関係）教育訓練を選択

お問い合わせ先

すべて
苫小牧港湾合同庁舎
１階で相談できます

職業選択、仕事探しに関する全般的な相談

➡ 職業相談窓口

仕事探しに関する相談は
駅前のワークプラザでも
相談できます

職業訓練の相談・申し込み

➡ 職業訓練コーナー

教育訓練給付の要件照会・受給資格確認・支給申請

➡ 雇用保険給付窓口

資格取得後は

講座の修了や資格取得はゴールではありません。
スキルアップしそれをどう活かすかが重要です！

在職者

➡ 在職中の会社での活かし方を考えましょう！

離職者・転職希望者

➡ スキルを活かせる会社を探しましょう！

ハローワークインターネットサービス　検索

常時地域に根ざした様々な職種の求人を提供しています！

ハローワークインターネットサービス

ご清聴ありがとうございました

ハローワークはいつでもあなたのお仕事を応援しています

ハローワーク苫小牧